

平成30年第4回紀の川市議会定例会 第2日

平成30年12月 4日（火曜日） 開 議 午前 9時28分
散 会 午後 1時40分

◎議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 門 眞一郎	2番 上 野 宗彦	3番 仲 谷 妙子
4番 船 木 孝明	6番 太 田 加寿也	7番 石 脇 順治
8番 並 松 八重	9番 中 村 まき	10番 大 谷 さつき
11番 阪 中 晃	12番 榎 本 喜之	13番 高 田 英亮
14番 川 原 一泰	15番 森 田 幾久	16番 村 垣 正造
17番 堂 脇 光弘	18番 竹 村 広明	19番 石 井 仁
20番 杉 原 勲	21番 室 谷 伊則	22番 坂 本 康隆

○欠席議員（1名）

5番 中 尾 太久也

○説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 宏	企画部長	今 城 崇 光
総務部長	金 岡 哲 弘	危機管理部長	中 浴 哲 夫
市民部長	尾 上 之 生	福祉部長	橋 本 好 秀
農林商工部長	神 徳 政 幸	建設部長	前 田 泰 宏
会計管理者	浅 野 徳 彦	上下水道部長	上 中 勝 彦
農業委員会事務局長	吉 川 博 造	教育長	貴 志 康 弘
教育部長	山 野 浩 伸		

○議会事務局職員

事務局長	中 野 朋 哉	事務局次長	柏 木 健 司
議事調査課主幹	片 山 享 慈	議事調査課主幹	岩 本 充 晃

（開議 午前 9時28分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第4回紀の川市議会定例会2日目の会議を開きます。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

それでは、一般質問を行います。

日程第1 一般質問

○議長（坂本康隆君） はじめに、2番 上野宗彦君の一般質問を許可いたします。

2番 上野宗彦君。

○2番（上野宗彦君）（質問席） おはようございます。

ただいま議長から御許可がありましたので、通告のとおり分割質問方式にて一般質問を行いたいと思います。

昨今、全国的にインバウンドと言われる訪日外国人観光客が年々増加を続けております。このインバウンド客ですが、テレビや新聞でもよく取り上げられていますが、御存じのとおり、1人当たりの消費額も大きく、大きな経済効果があると言われております。

ほかでもなく、和歌山県内でもインバウンドの数は好調を維持しております。このインバウンドは、消費力が大きいということだけでなく、国内旅行者よりも情報発信力が高く、そのSNSやブログを見た人をまた呼び込み、うまくいけばさらにたくさんの観光客がその地を訪れるという効果をもたらします。

最近では、インバウンドの興味は、「モノよりコト」と言われており、そこでしかできない魅力的な体験を求める傾向にあると言われておりますが、ただ全国的に見ても何に興味を抱いて、なぜこんなところに多くの外国人が集まっているのか、日本人観光客が余り興味を示さない場所にでも集まってきているケースも目立ちます。外国人の方々が、どこにどういった魅力を感じるのかは本当に未知数であります。だからこそ、本市としてもインバウンドの誘客にも力を入れ、市内の観光地や名勝を巡回してもらい、さまざまな魅力を体験してもらう仕組みづくりが必要ではないかと考えます。

まず、一つ目の質問ですが、現在、本市ではインバウンドのスポットになっているのは貴志駅であります。いつも外国人の方々が駅前で記念撮影をしています。9月に新築された観光交流拠点のオープニングセレモニーの際も、朝から多くの外国人の方がおられました。和歌山電鐵さんにインバウンド年間客数を確認したところ、平成23年には数千人程度だったのが、ツアー客だけで昨年で、平成29年には約5万2,000人にもなり、ツ

ア一客以外の個人客を含めると、年間約10万人もの海外の方がこの貴志駅に来られています。ただ、この今の特徴は、貴志駅でニタマ駅長と触れ合った後、そのまま貴志川線で伊太祈曽駅や和歌山駅に戻ってしまっているんですね。我々としては、貴志駅から本市の観光地や名勝を巡回して、またSNSなんかで発進もしてほしいんですよ。そうしたときに、課題となるのがこのインバウンドの移動交通手段なんです。これを可決していく考え、検討策を聞かせてください。

それから、二つ目ですが、そういったインバウンドを誘致するのに日本全国の自治体がさまざまな取り組みやアイデアを出して工夫してやっておられます。

そんな中、つい先日、2025年の万博が大阪で開催されるというビッグニュースが飛び込んできました。今後さらに、海外から注目されて外国人の方が関空を通じて関西エリアに来られることが予測されます。

本市でも、貴志駅経由だけでなく、市内観光地に直接関空からでも呼び込んで、もっと地元を盛り上げていきたいと、盛り上げていくべきだと思うんですけれども、関空に近い本市としての今後の取り組みを聞かせてください。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） おはようございます。

企画部が担当します地域公共交通の観点から、上野議員の一つ目の御質問にお答えさせていただきます。

貴志駅を訪れる外国人観光客に、市内観光地を巡回してもらうための移動手段として、地域公共交通が有効な役割を果たせるのかと考えた場合、対策を講じるには困難な課題であると考えております。

地域公共交通として市が運行しているバス路線では、運行の効率化、また路線の維持確保や充実を図り、子どもや高齢者が安心して乗れる地域の公共交通を目指しているところであり、昨年度から策定を進めております「地域公共交通網形成計画」においても、図書館など市の施設を利用される方々へのサービス向上や買い物・通院など、実際の人の動線を視点とした移動について重点的に検討を進めているところでございます。

ただし、「観光」の視点につきましては、路線などについて検討を行う際には、必要な検討項目の一つとして認識しており、紀の川市の南北の移動軸の強化、また貴志駅を訪れる観光客に合わせたダイヤ調整などについて、今後、調査・検討を進めていきたいと考えてございます。

本年9月、貴志駅に隣接した場所に拠点施設を開設しました「一般社団法人紀の川フルーツ観光局」における「紀の川市観光地域づくり戦略構想」を軸とした今後の活動を踏まえ、観光を担当する農林商工部をはじめ、関係部署、また関係機関や民間事業者と連携を密に調査・検討を継続していきたいと考えているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） 上野議員の本市でも貴志経由だけでなく、市内の観光地に直接関西国際空港から他のルートからでも呼び込み、地元を盛り上げていくべきである本市の今後の取り組みについての御質問にお答えいたします。

平成29年度の和歌山県観光客動態調査によりますと、年間約3,375万人の観光客が県内を訪れており、うち、外国人宿泊客数は約47万6,000人と、昨年よりは若干減少していますが、依然として好調を維持しております。

本市においても、貴志駅を中心に和歌山電鐵によりますと約10万人のインバウンド、訪日外国人観光客が訪れていると言われております。また、2025年の大阪万博の開催が決まり、さらにインバウンドの増加が見込まれるものと期待しております。

さらなるインバウンドの増加に向けての取り組みとして、観光協会による関西空港国際線到着ロビーでのPR、ことし9月東京で開催されたツーリズムEXPOジャパンへの出展、観光協会ホームページの多言語化、市の観光ガイドブックの刷新多言語化、SNS等による情報発信を進めています。また、本年9月にオープンしました貴志駅前の観光交流拠点にも10月中には、1,637人の観光客が来られ、地域おこし協力隊を含め、常時2名体制で観光案内をしております。

観光拠点では、紀の川市らしいフルーツの加工品などの販売、手軽な日本らしさの体験として、折り紙、塗り絵、駅周辺を散策できる手づくりのイラストマップの作製配布、イベントとして外国語講座も行い、より日本を体感してもらうために着物試着体験も行う予定でございます。

昨年から、観光地域づくり組織設立準備を進めていました紀の川市版DMOも、一般社団法人紀の川フルーツ観光局として10月に設立をしております。

また、「観光地域づくり組織準備委員会」で作成した「紀の川市観光地域づくり戦略構想」に基づき、京阪神地区の居住者、アジアからのインバウンドをターゲットに、「旬」を売り、感じてもらう観光の推進、フルーツを楽しめる飲食店、物産の広報と支援、訪日外国人観光客の周遊化を活動の重点アクションプランとして進め、「お手軽に 心と体を健康にぜいたくで豊かな笑顔 年中フルーツ体験を」をコンセプトとして取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（坂本康隆君） 再質問、ありませんか。

2番 上野宗彦君。

○2番（上野宗彦君）（質問席） 再質問いたします。

今、御答弁いただきましたが、地域公共交通を観光の視点で利用を考えていくことも必要ということでの答弁がありました。

私の考えで申しますと、地域巡回バスなどは市民の移動手段として、特に高齢者や運転免許返納者、あと高校生の通学に優先的に配慮して運行計画をすべきであって、外国人観光客との相互利用は、無理とは言いませんけれども、なかなか現実的ではないのじゃない

かなと私は思います。ならば、インバウンドにはインバウンドに特化した交通手段を考える必要があると思います。そして、その出発点は、既にお客さんが来てくれている貴志駅の前の観光交流拠点が貴志川線とのアクセスを考えてもベストだと思います。

その交通手段ですが、インバウンド専用の観光タクシーや観光バスを走らせるというのはどうでしょうか。それから、今あるレンタサイクルの活用をさらにこれも促進していく必要があるのではないかなと思います。観光タクシーなどは、市で運営するののも一つですが、官民、もしくは民間に任せてしまうのも当然ありだと思います。それから、シェアリングエコノミーで今後検討していくのも先進的でいいと思います。

例えば、現在でも自治体によってはライドシェア企業のアプリを使ってタクシーを配車しているという事例もあって、海外の方はそういう配車アプリの使用にはなれている方が多いので、こういう効率的なやり方を考えていくことは今後必要になってくるんじゃないかと思います。

あとレンタサイクルに関しては、全国的に観光地ではインバウンドの利用者が急増しているのが現状ですし、利用してもらいやすい仕組みづくりとPRをもっとしていくべきだと思います。

いずれにしても、本市内には体験型の観光もできる環境にあると思います。フルーツ狩りやパラグライダーもできますし、寺社仏閣をめぐる高野山へ行くような歴史体験も外国人の方に受けると思うんです。地域おこし協力隊の方に通訳やルーター面なども協力してもらえば、なおいいと思います。

本市は、京奈和道路が開通しまして東西に交通インフラがよくなりましたけれども、南北がまだまだやはり強化が必要だと思うので、観光の拠点を線で結んでインバウンドに利用してもらおうということが、これ地域活性化の起爆剤になるんじゃないかなと思います。

それでは、このインバウンドに特化した具体的な移動交通手段の検討と、体験型の観光の取り組みについて、少し踏み込んだ御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） 上野議員のインバウンドの移動手段に関して、観光タクシーや観光バス、レンタサイクルの活用・促進し、インバウンドに特化した体験観光の取り組みについての再質問にお答えいたします。

インバウンドの周遊化につきましては、現在、貴志駅舎、ニタマ駅長の見学が目的で、駅での滞在時間はわずかなものであり、その滞在時間の延長が課題であります。インバウンドが紀の川市内を周遊化していただければ、地元での消費拡大にもつながると思われま

す。

インバウンドの周遊化について、上野議員が必要と考えられている専用の観光タクシーや観光バス、現在あるレンタサイクルの活用を進めるために、一般社団法人紀の川フルーツ観光局において、市内を周遊するタクシーやレンタサイクルを活用した市内の名所めぐ

りや旬のフルーツの収穫体験、買い物、飲食のできる旅行商品の開発や「地域限定旅行者」の免許の取得を進めています。

地域限定旅行者の免許の取得により、隣接市町村からの旅行商品造成が可能となり、関西空港も泉佐野市であり、隣接市として貸し切りバス（観光バス）による関西空港発着も含めた多様な商品造成を行い、大手旅行予約WEBサイトと提携し、インバウンドが予約しやすい仕組みを構築し、さらに2025年開催決定した大阪万博は、インバウンドを取り込む絶好のチャンスと捉え、紀の川市らしさを体験できるツアーも検討していかなければならないと考えています。

商品については、トライアンドエラーをしながら人気商品を生み出し、インバウンドを呼び込み、周遊化につなげていきたいと考えています。

また、上野議員御提案の「シェアリングエコノミー」については、法律上の問題、民間業者の導入の動向を見ながら情報の収集・調査・研究をまいります。また、他の交通手段も含め、地域公共交通を担当する企画部地域創生課をはじめ、関係部署並びに関係機関とも連携を密にし情報共有しながら検討まいります。

○議長（坂本康隆君） 再々質問はありませんか。

2番 上野宗彦君。

○2番（上野宗彦君）（質問席） 再々質問は、市長に質問いたします。

本市も観光の分野でもっと地域を盛り上げていくことが必要だと思っておりますが、これからの観光振興と、あとインバウンド客の取り込みを促進していく仕組みづくりについてどのように考えておられるのか、市長の考えを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 上野議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

まずは、紀の川の観光振興の真の目的は、市の基幹産業であるフルーツを中心とした元気な農業振興であると考えております。フルーツのまちの魅力を発進し、フルーツをブランド化し、その付加価値を高めることが紀の川の経済的な活性化が図れると考えております。

年中フルーツが楽しめるまちの魅力を引き出し、「フルーツがある生活」の豊かさを市民がまず感じられるまちづくりを進め、そしてインバウンドについては、季節に応じたフルーツを楽しんでもらうことが大事ではないかなと、そう思います。

また、紀の川市のインバウンドの皆さん方に観光等々回っていただくには、紀の川市ができて13年目を迎えているわけなんですけど、各旧町単位での名所旧跡、そういうところがあるわけでありまして、なかなかつながっておらないのが事実でもあり、また紀の川市としては宿泊施設もないというものが一つの大きな原因ではないかなと、そう思っております。

そんな中で、今、中規模以上の150人、200人が泊まれるようなホテルを誘致した

いなということの中で進めをしておりますし、今後、そのタマ駅長のような一拠点ということだけではなしに、観光バスなり、またレンタルの自動車なり等々で回れる、その紀の川市の有名な名所旧跡を観光できる、そういう仕組みを今後やっていくことが紀の川市のいろいろな発展のための大事なことはないかなと、そう思っております。

議員各位にも協力をいただきながら、今後の紀の川市の観光なりインバウンドの皆さん方のあり方について進めをしていけたらなと、そう思っておるところでございます。

○議長（坂本康隆君） 以上で、上野宗彦君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、9番 中村まき君の一般質問を許可いたします。

9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

今回は、保育の現状と役割についてします。

これまで、公立保育所として運営されてきた長田・川原・竜門の3園が、来年4月からは大規模な私立保育園として運営されるようになります。子どもの数や集団生活になれるためという点では仕方のないことなかのもしれません。

しかし一方で、公立保育所では細やかな配慮を必要とする子どもや大人数の中での生活を困難とする子も受け入れられています。これまで、ひまわり園やつぼみ園などの障害児保育園で受け入れられなかった子、もしくはそれほどではないけれど、細やかな配慮を必要とする子など、受け入れを公立保育所でされてきた実績があります。この受け皿が変わることによる子どもたちや保護者への配慮はどう考えているのかということが懸念されます。

また、共働きの子育て世代がふえる中で、これまでも何を必要とし、何を求められているのかを一般質問してきました。今回は、第2次保育所再編計画にも関係して、望まれている必要な保育の面から子育て支援について質問します。

毎年10月になると、子育て世代、特にゼロ歳から2歳の低年齢児を持つ保護者にとって大変な時期になります。何が大変か、それは翌年子どもが希望する園に入園できるのかということです。低年齢児であればあるほど入園できる園が減ります。

公立保育所を希望する場合は、かなり限られてしまいます。また、既に入園している子どもでも、兄弟で同じ園に通えるかどうかという不安もあります。園への送迎と通勤を考えると、通勤途中、もしくは住んでいる地域の園に通えることが大きなポイントとなってきます。まず、入園が決まらなければ働きに行くことさえできません。入園が決まっても、通園させるための負担が大きければ働き続けることが難しくなります。

そこで、今回は今、働く子育て世代がどのような子育て支援を必要としているのかという点から質問します。

まず、本来公立保育所とは、市町村の責任において子どもが心身ともに健やかに育てる

行政水準を実践しているところです。市民の保育に対する基本的な需要は、公立保育所で満たされるべきですし、その上で私立保育園で行われた先駆的な実践を踏まえて保育内容の底上げを図っていくべきと考えますが、市として公立保育所とはどのようなところだと考えていますか。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（登壇） 中村議員の御質問にお答えします。

公立保育所は、市全体の保育の基準となるサービス水準を示す役割のほか、障害児保育など専門的な支援を求められる分野など、民間保育園での保育が困難な子どもについて積極的に子どもの受け入れを進めております。

育児不安や虐待予防等の家庭支援機能、他の私立等児童福祉施設との連携の強化充実など公立保育所としての機能を認識し、行政担当部課や関係機関と連携して、本市における保育ニーズの実情や課題などの的確な把握に努め、保育施策、子育て支援対策を積極的に展開する役割が必要だと考えられます。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） では、子育て支援センターを私立保育園に設置していることや土曜保育は公立保育所では午後1時までしか受け入れできていないことなど、共働きの子育て世代がふえてきている状況で保育の多様化が求められています。しかし、公立保育所では基本的な需要が満たされず、私立保育園に頼っているのが現状ではないでしょうか。

今、答弁があったのが市の考える役割だとすると、私立保育園と比較した場合に、地域に責任を持たなければならない行政機関としての公立保育所の役割はどういう考えなのでしょう。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 市立の公立保育所は、私立保育園とともに市内の保育ニーズに対応するため、各種保育事業を実施しております。結果、保育内容において公私間に大きな格差は存在しない。とはいえ、私立保育園では乳児保育、延長保育をほぼ全園で実施するなど多様なニーズに対して柔軟な取り組みを行っており、結果、定員充足率は公立保育所を大きく上回っているのが現状です。

また、平成13年度に国が示した規制改革推進3カ年計画の中で、福祉分野において公立保育所の民間委託が盛り込まれております。保育に関しては、公私の区別なく、一定の水準が確保されており、子育て支援センターはなじみがあり、統合前から実施していた保育所で行い、今まで実施できていなかった打田地域は、早急に場所を確保できる私立保育園にお願いしたものです。今後も公私の区別なく、保育ニーズに対し柔軟に取り組むたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 次に、子どもが減り、大規模な私立保育園として統合される粉河保育園に通うことになる子どもたちの負担についてです。

通園距離や時間が長くなるという負担もふえるかと思いますが、これまでも手帳を持つほどではないけれども、加配の保育士さんをつけるなど細やかな配慮を必要とする子どもたちが公立保育所で受け入れられてきています。細やかな配慮が必要な子どもたちの子の中には、大人数の中での生活に困難を感じている子どももいます。このような子どもたちが統合された大規模な園での生活を余儀なくされることについてどのように考えていますか。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 公立保育所を統合や民間に移管する場合、子どもたちにとって日ごろ親しんでいる保育士が変わるなど、環境が変わることへの不安等で大きな影響を受けることも予想されます。また、障害児保育継続への不安や統合先が遠くなるなど送迎の不安などもあります。

このため、できるだけ子どもへの影響を軽減するための対策として、保護者に対する事前の十分な説明と理解を求めるなど、それぞれの子どもに十分配慮した対策を講じる必要があると考えます。来年度、新しくなる粉河保育園では、4月開園前の2月から3月にかけて、新しい施設でのお試し保育、現担任との引き継ぎなどを実施し、子どもたちになれ親しんでいただける対策を講じて進めていきます。また、送迎方法などについても変わりますので、保護者の不安を解消していきたいと考えています。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 今、お試し保育もされるということで、不安を解消するためとか、なれるためという答弁があったんですけども、実際、通い始めて園の様子をなかなか先生とお話しできない、担任の先生とお話しできないという状況が園の規模が大きくなればなるほど保護者の方と園との距離が大きくなって、なかなか実際先生に相談しにくいというのがありますし、現場でないとわからない、市役所の中ではわからないという保護者の方と園側でないとわからない不安とか負担とかあると思うんですけど、こういう特にメンタルの面に対して気をつけていただきたいんですけども、このメンタルの負担というのはどう対応されるんでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 現保育所、大規模な保育所も既に存在しております。公立・私立にかかわらずです。その中で、ゼロ・1歳児には、毎日お便り帳で園と全ての保護者に連絡はとれる体制となっており、2歳以上の子どもの保護者とは必要に応じ連絡をとり、細やかな配慮が必要な子どもたちには、より密に保護者と連絡・相談ができるよ

う担任が配慮しております。

延長保育を希望された場合においても、担当保育士と担任が引き継ぎを行い、その子に特に問題があった場合は、担任が保護者のお迎えまで待機するなどの配慮を実施している、このような状況です。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 次に、明らかにしておきたいところなんですけれども、ことしの各旧町での入園の状況と入園の申し込みし状況を説明していただきたいと思えます。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 現在の保育の受け入れ状況については、打田地域で553名を受け入れ、うち177名がゼロ・1・2歳の低年齢児です。粉河地域で290名を受け入れ、うち93名が低年齢児、那賀地域では162名を受け入れ、うち52名が低年齢児、桃山地域では191名を受け入れ、うち59名が低年齢児、貴志川地域では446名を受け入れ、うち131名が低年齢児です。

入所申し込みをしたが入所ができなかった児童の状況については、11月時点で、打田15名、粉河3名、那賀1名、桃山4名、貴志川13名の計36名の子どもが入所待ちという状況になっております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 国の基準では、希望する園以外の入園を断った場合は、待機児童に含まれないことになってはいますが、それ以外に本市でも待機児童がいると理解していいですか。

福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 待機児童の状況については、ゼロ歳児の8名が特定の施設を希望せず、入所の空きがあれば直ちに入所したい方で、国の示すところの待機児童となります。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 今の説明で、低年齢児の入園の希望が多いのは、打田地域と貴志川地域かと思うんですけども、待機児童もこの同じ地域に多いということではないですか。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） おっしゃるとおり、打田地域と貴志川地域が待機児童が多いということになります。

一応内容について御説明申し上げますと、11月時点での8名の待機児童、打田が2名、

那賀1名、桃山2名、貴志川3名となっております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） これまで第1次保育所再編計画ということで、那賀・桃山・粉河地域の保育所が対象になり民営化が進められてきました。第2次保育所再編計画では、打田・貴志川地域が対象になってくると聞いていますが、今どのような状況になっていますか。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 全体的な受け入れ状況ですけれども、ここ数年は横ばいの状況です。近年は、ゼロから2歳児の受け入れ数が伸びております。特に、ゼロ歳児については、合併当初の平成17年に比べ3倍伸びている状況です。

待機児童の状況につきましては、平成30年度の当初4月の時点では、それぞれの年齢で受け入れの余裕はありましたが、ゼロ歳児に関しては、4月以降毎月誕生日による受け入れ可能月に達した子どもの入所申し込みがあります。11月時点で、特定の施設を希望する方を含め、28名の子どもが入所待ちとなっております。

先ほども申しましたとおり、打田・貴志川地域では低年齢児の入所申し込みが多く、それに伴い入所申し込みをしたが入所ができなかったという子どもも増加している状況です。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 現在、私立保育園が低年齢児保育の多くを担っているという状況です。今まで何度か聞かせていただいていた中では、待機児童はないという答弁でした。しかし、今回明らかにされた待機児童が発生している状況で、公立保育所でもさらに低年齢児を受け入れていく必要があるのではないのでしょうか。

私の知っている保護者の方は、上の子は住んでいる地域の保育園に通い、下の子は低年齢児のために市内の保育所には入れず、近隣自治体の託児所に預け、その託児所とは反対方向の職場に行くという状況が続いています。これは、下の子が上の子と同じ園、または暮らしている地域の園には定員オーバーで入れなかったために起きているという現実です。この状況が毎日続くということがどれだけ負担になっているかわかりますか。送迎に片道で20分以上もかかる負担がどのようなものか、わかっていますか。

待機児童が発生している地域の再編計画がこれから考えられていくということですが、今回、報告された待機児童の多くは公立保育所が低年齢児を受け入れることで解消できるのではないかと考えています。

また、先ほど市が考える公立保育所の役割を聞いたところ、紀の川市での保育ニーズの実情や課題などを把握し、保育施策や子育て施策を行う役割が必要だとの答弁がありました。この役割を果たすためにも、待機児童解消のために積極的な低年齢児保育の実施や病児・病後児保育の実施、または土曜の夕方までの保育の実施を公立保育所でも積極的に取

り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 現在、市におきまして、低年齢児の受け入れ拡充を進めております。低年齢児保育に特化した民間小規模保育所を平成28年度に2カ所、平成29年度に1カ所を開園しております。今後、幼稚園の認定こども園の移行も含めて、さらなる低年齢児の受け入れを進めてまいりたいと考えております。

第2次保育所再編計画については、平成28年第4回定例会一般質問で、「低年齢の保育所入所児童は年々増加していることから、保育所の受け入れについて十分な配慮が必要であり、打田地区と貴志川地区の第2次計画策定は多様な保育ニーズに対応するため、平成27年度に策定しました「紀の川市子ども・子育て支援事業計画」を的確に把握した上で計画内容に反映させることが重要と考えます」を踏まえまして、平成30年、31年度で策定する「第2期紀の川市子ども・子育て支援事業計画」のニーズ調査において、公立保育所に関する項目も取り入れます。第2次保育所再編計画に反映させてまいります。

今後も、打田地域と貴志川地域の子どもの数は一定数が見込まれ、さらに市全体として低年齢児の受け入れが増加傾向であることから、公立・私立の受け入れ数を総合的に判断していきたいと思っております。

また、公立保育所については、障害児保育や支援を必要とする子どもが民間ではなく公立を希望する家庭も多く、打田地域、貴志川地域においては一定規模の公立保育所を存続する方向で計画を進めていきたいと考えております。

以上です。

〔中村議員「終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、中村まき君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、8番 並松八重君の一般質問を許可いたします。

8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、被災者支援システムの活用状況と発災時の初動体制について、一問一答方式で質問いたします。

今回、質問いたします被災者支援システムは、1995年に発生した阪神・淡路大震災において、西宮市は市庁舎も大きく被災している状況の中で、約17万世帯、42万人の被災者の方に対し住民基本台帳のデータベースから被災者台帳をつくり、それをもとに被災者支援システムを構築されました。

この支援システムは、今まで経験したことのない阪神・淡路大震災での被災者支援や復旧・復興に大きな力を発揮したことから、その後も全国の被災地の経験と教訓、情報化のノウハウを生かし、さらに進化させ、リニューアルされております。さらに、この被災者支援システムは、全国の地方公共団体に無償で公開提供され、東日本大震災後、さらに重

要性が認められております。

西宮市情報センターでは、被災者支援システム全国サポートセンター業務を受託し、本システムの導入から運用・操作方法に至るまでトータルに支援するためのサポートをしています。

ことは、皆さん御存じのように、6月の大阪北部地震、7月の西日本豪雨、9月の北海道胆振東部地震、台風の上陸など多くの自然災害が発生しました。特に、今世紀最強とされる台風21号は、本市においても経験したことのない被害をこうむっております。

全国的に自然災害が頻発する昨今、大規模な自然災害に見舞われたとき、直ちに被災者を救護・支援し、迅速かつ的確な復旧・復興を行っていくためには、本当に必要な、重要な被災者支援システムなのです。なぜなら、未曾有の震災を経験し、人命が一番だという考えから、西宮市職員が開発したシステムだからです。

このような観点から、平成29年第1回議会定例会において、自治体に総務省より無償配布されている被災者支援システムの現状と運用について、私は質問させていただきました。その折、和歌山県防災情報システムと併用するとともに、被災者支援システムが円滑に運用できるよう訓練や研修を実施して、より適切なシステムの改善に努めると答弁をいただいております。その後、本市として被災者支援システムをどのように活用され、今、運用されているのかについて、三つの視点からお尋ねいたします。

まず、1点目です。

発災時において、被災者支援システムを活用した対応にはさまざまな関連システム機能があります。発災後の証明書発行、支援制度などの早期対応に大変有効だと考えるが、どうかということです。

例えば、避難所関連システムなどは、避難所のデータそのまま消防庁の安否情報システムへの提供が可能です。被災者支援システムは、既に存在している住民基本台帳、マイナンバーを活用して被災者台帳を作成することで、避難所管理システム、救援物資管理システム、仮設住宅管理システム、地図情報を利用した被災状況や復旧・復興状況の集計・分析を行うためのシステム、また避難行動要支援者関連システムなどのデータと連携できて、被災者支援システム本来の活用ができるようになります。

このことにより、支援に必要な情報を本市は一括管理できるようになり、職員が被災現場、避難所などに行き、状況を対策本部に伝え、端末に被災者の氏名を打ち込めば、その被災者の情報は即座に探し出すことができます。また、それにより、その被災された方に適切で効率的に支援が行えるようになります。

被災して大変な思いをしている市民の負担を少しでも減らし、早期の支援対応につなげていくことが大変有効です。導入されているのであれば、被災者支援システムを早期にフル活用し、災害時における市民の不安・不便を解消できる対応が本市の責務だと考えます。担当部長の答弁を求めます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（登壇） ただいま並松議員より、被災者支援システムの活用状況と災害発生時の初動体制につきまして、危機管理部所管の御質問にお答えさせていただきます。

まず、災害発生時には、被災者支援システムを活用しての市民の皆様方への支援制度等についての御質問でございますが、被災者支援システムの現状と運用につきまして、平成29年第1回議会定例会において御質問いただきまして、このシステムが円滑に運用できるように対策、改善してまいりますとの答弁をさせていただいております。その後の対応や現状等につきまして、今回答弁させていただきたいと思っております。

まず、御質問の被害者支援システムにつきましては、議員より御指摘いただきましたとおり、過去の大震災により広域的な大被害が発生した兵庫県西宮市が独自に開発されたシステムでありまして、当市においても、平成22年に初期のシステムを導入しまして、その後は、国・県の動向に注視しながら調査・研究に努め、平成28年には個人番号、マイナンバーにも対応できるようなシステムへの改善など、大規模な自然災害が発生したときに、被災者の救護や支援が迅速かつ的確に対応できるようにシステムを構築し、活用可能な状況となっております。

しかしながら、現状での対応は、この被害者支援システムにかわりまして、県内全域で活用され一括管理されています「和歌山県防災情報システム」を現在は活用しております。

この県防災情報システムを活用することによりまして、報道機関との連携も迅速に行われ、避難所の開設状況や被災現状の周知がテレビ等で速やかに報道されるなど、情報発信等が円滑に推進されるために、現在は県防災情報システムでの災害支援対応等に努めているところでございます。

また、県のシステム活用について、県下全域の災害状況の把握や対策情報が習得できるなど、広域的な災害対応が可能となることから、このシステムを円滑に運用できるように職員体制の強化を図るために、県下では統一的な研修会等も実施されております。

このような状況から、県下全域的に県防災情報システムが活用されていますが、近年、予測されています南海トラフ大震災を含む大規模災害に対して、迅速かつ詳細な被災者支援として証明書の発行、避難所の運営が円滑に推進するように、市で管理しております「被災者支援システム」についてもさらに情報収集などに努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） ただいま担当部長より、被災者支援システムを構築し、準備はできていると答弁いただきました。

しかし、現状は県防災情報システムを活用しているということでした。どういうことで

しょうか。導入はできても、運用をしていないということだと理解しました。大変残念に思います。

県は、大規模災害時に市町村や気象庁など防災関係機関と災害情報を共有する最新の総合防災情報システムを本年4月から稼働しております。広域的に市町村の支援を行うための情報共有、市町村が避難に関する決定を行うための情報提供、防災・減災に大いに資する情報システムであるということです。

しかし、個人情報を持たない県防災情報システムでは、災害対策基本法の定める被災者台帳の作成はできません。避難所の避難者数は把握できますが、誰が、どこに避難しているかは把握しておりません。災害対策基本法の定める避難行動要支援者の管理もできません。

被災者台帳を活用することによって、被災者に係る情報を収集した部署がその情報を被災者台帳に記載することで関係部署間で共有することになり、情報収集事務の重複を防止することが可能になります。被災して支援を求めているのは人ですから、被災状況は住民基本台帳で世帯ごとに把握し、最も大事にしなければならないのは、数字ではなく人です。市民一人一人の情報なのではないでしょうか。被災者台帳が肝心なのです。

県の防災情報システムから全域の災害状況の把握や応急対策の状況を収集、共有することも大変重要ですが、目の前にいる被災者に県の防災システムで対応できません。さらに、被災者支援システムに地図情報や県の気象情報データを連携すれば、早目の避難指示など市の対応に活用できます。

熊本地震のときには、被災者支援システムは導入していたが、適切な運用ができていなかったため罹災証明書発行のおくれや避難者見守り等の欠落からか、災害関連死もありました。本市の被災者支援システムは、どのような事態にあっても適切に運用・稼働でき、市としての責務は果たされるとお考えでしょうか、お答えください。

済みません。また、災害対策基本法において市町村長は地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならないとあります。本市では、既に高齢介護課において作成、運用されている災害時要援護者避難支援システムがそれに当たります。西日本豪雨の犠牲者の多くが、要支援者の方々でした。迅速に避難誘導し、一人も犠牲者を出さないための重要なシステムです。被災者支援システムと連携、運用を平時からしておくべきではないでしょうか。担当部長からお聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（自席） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、危機管理部といたしまして、市民の皆様方を災害から守るための体制として、現在も災害対応等、総力を結集して対応しているところでございます。

被災者支援システムの運用につきまして、今後もさまざまな災害対応や状況を踏まえまして、大規模災害発生時には市民の皆様方に、より詳細な対応や支援に努めることが復旧・復興には不可欠であると考えてございますので、災害発生時には関係部等と迅速に連

携を図り、住民基本台帳等に速やかにリンクするとともに、最新の住民状況等を把握し、被災者台帳の確立や避難所支援や適切な運営体制に努めてまいりたいと考えてございます。

今後も、危機管理部として防災力の向上に可能な対応と対策に努めると同時に、さらに被災者支援システムの構築や運用につきましても調査を重ねるとともに円滑な支援業務に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 並松議員の御質問に、福祉部が担当しております災害時要援護者支援システムについて御説明申し上げます。

災害が発生し、避難が必要なときに何らかの支援が必要な方、いわゆる避難行動要支援者について申請に基づき名簿を作成し、平時から区長、民生委員に提供し情報共有を図っております。

登録の対象となる方は、要介護3以上の認定を受けた方、障害程度が身体障害者手帳1級、または2級のうち重度の介護を要する状態で、立ち上がりや歩行などが自力で行うことが困難な方、療育手帳のうち常時見守りが必要で状況判断が困難な方及び高齢者のひとり暮らし等で避難支援が必要であるという方になっております。

災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導や安否確認などを適切かつ円滑に実施するため、これらの方の情報を平成23年度に導入した災害時要援護者避難支援システムに登録し、身体の状態や家屋の位置情報等を把握し、地理情報システムを利用して危険区域や避難経路等の情報を一元管理することで迅速な避難支援につなげるとともに、その情報を自主防災組織に提供することにより共助による避難支援を期待するものです。

以上のように、災害時要援護者避難支援システムは発災から避難所までいかに迅速に対象者を避難させるか、また福祉避難所への移送が必要な方を把握するためのものであり、避難後の被災者ニーズに対応するため被災者支援システムを補完するものであると、そのように考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 次、2点目に移ります。

災害時における全庁職員の被災者支援業務の即時履行の対応、体制はどうかということです。

災害時では、人命最優先となり、職員も自分の命を守らなければなりません。その上で、被災者支援、的確な災害情報の提供、避難所開設など全職員が災害対策本部の構成員となるわけです。もしも過去に経験したことがない災害に見舞われたときに、職員一人一人がどのような体制で対応するのかが周知・徹底されていなければ、被災者台帳の作成などの被災者支援業務は円滑に進みません。そのことから、本市の全職員の即時履行に向けた対応、体制についてはどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（坂本康隆君） 危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（自席） 災害発生時の被災者支援業務や職員体制等につきましては、災害対策基本法第42条の規定に基づきまして、紀の川市防災会議を開催いたしまして、災害予防、災害対策、復旧・復興の実施及び住民、市民の生命・身体並びに財産を災害から保護することを目的に策定されています「紀の川市地域防災計画」がございます。

この地域防災計画には、被災者支援業務や職員体制等の全ての業務が集約されておりまして、災害発生時には全庁職員が迅速・的確に体制強化や災者支援に努めているところでございます。

しかしながら、近年の記録的な自然災害による大雨・暴風雨等により、大規模な停電や住宅被害など想定を上回るような被害が発生しております。

このような現状の中、災害発生当初は住民の皆様方や関係機関等よりの電話連絡や対応により、職員も一時騒然となることがありましたので、この現状を踏まえまして職員の動員体制の確立や被災状況の周知、また避難所の開設や運用状況等について課題や反省を行い、見直し作業を行いまして、この経験や被害現状を無駄にすることなく、さらに職員初動体制や迅速な支援業務の強化を図ることに市民や関連企業の皆様方と連携し、地域防災力の向上に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） ただいま市民や関連企業と連携し、地域防災力の向上とお答えいただきましたが、この人口減少の中、山間部では高齢化が進み、市民の自助・共助の体制、連携も厳しくなっていることから、全庁職員に対する責務と期待も大きくなっていることも事実です。

本市の地域防災計画に集約されている内容業務は、各部、各課の職員に周知され、発災時において全職員が自分の与えられた職務を上司の指示なしでも今すぐ実行できるのか、全て防災担当が指示しなければ実行できないのか、お答えください。

○議長（坂本康隆君） 危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（自席） 再質問にお答えさせていただきます。

災害発生時には、地域防災計画をもとに被災状況や避難所対応等について、早急かつ的確に判断と行動ができるような体制づくりと職員の役割分担や行動等を定めているところでございます。

この職員行動等につきましては、新規採用職員防災訓練をはじめ、各部・課で行動や動員について周知徹底をしているところでございますが、近年の想定を上回るような自然災害への対応として、甚大な被害を無駄にすることなく、災害の経験や反省、課題を各部・課等より集約しまして、今後の災害対応として危機管理部の体制強化をはじめ、災害発生時の職員行動と体制の周知徹底を図り、全庁職員の防災意識の向上に努めるとともに、市民の皆様方が安心して生活できるようなまちづくりに向けて、防災・減災の強化推進に万

全を期してまいりたいと考えてございますので、今後も災害対応につきまして、議員各位の御理解、御協力賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） この被災者支援システムを運用・稼働するに当たり、被災者支援に関する特定個人情報の利用について被災者支援システムを適切な構築し、住民情報系ネットワーク上に配置すれば、セキュリティ上の問題はないと考えるがどうかということです。

先ほどもお話ししましたが、支援システムには災害発生時に自治体が担う復旧・復興を支援するための機能が搭載されていきます。被災者台帳、被災家屋台帳の二つのシステムでも構成されており、刻一刻と変化する被災者の状況や家屋被害状況記録更新できるようになっていると同時に、被災者台帳を活用することで被災者への支援を迅速かつ正確に行うことができます。

しかし、被災者台帳は住民基本台帳やマイナンバーを活用して作成されることから、個人情報保護の意味からも心配される部分があるとの御意見をいただいたこともあり、この被災者システムが適切に構築され、住民情報系ネット上に配置されていけば問題ないかどうか、担当部長にお聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） 企画部から、システムのセキュリティ上の点についてお答えさせていただきます。

現在、被災者支援システムは、住民情報系ネットワークにおいて稼働しており、住民記録などのシステムと同様に、高いレベルのセキュリティを確保していますので、特に問題はございません。

ただし、システムからデータを印刷し、使用する場合も考えられますので、適正な管理が必要です。

使用の範囲、また取り扱いには十分に配慮し、問題が発生しないよう関係部署とともに徹底した適正管理に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 最後に、市長にお聞きします。

今後、どのような災害が発生するかも予測がつかない中、住民の安心・安全と人命第一義の取り組みとして、「備えあれば憂いなし」のことわざのように、平時からの準備と訓練が必要です。それぞれ担当部長よりお答えいただきましたが、被災者支援システムは導入されていても、実際運用稼働できなければ職員が通常の行政事務以外に救助活動、罹災証明の発行とか避難所の運営など、24時間過酷な勤務を強いられることになり、二次災害にもつながりかねません。

被災者支援システムを完全整備することにより、職員への負担軽減にもつながり、ひい

ては住民サービスにつながります。人間にしかできない被災者の支援に、職員を適材適所に割り当てることもできると思います。そういう意味では、市民を守るシステムは職員の方々も守るシステムでもあるのです。

危機管理部だけでなく、全庁的に被災者支援システムの理解をしていただくため、すぐにでも被災者支援システムの運用に、稼働に特化された研修と訓練、講演を全庁職員対象に開催されるべきだと考えます。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（坂本康隆君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 並松議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

ことしの台風は、昭和36年以来の勢力で大変な被害がございました。昨年の集中豪雨と、本当に近年、自然災害は大型化し、被害も大きくなっておるところであります。市といたしましても、過去の経験や現状を無駄にすることなく、さらに新たな対策への取り組みが必要ではないかと思えます。

各担当部長が答弁したとおりでありますけれども、職員体制の強化や施設の整備充実に努めるとともに、市民の皆様方や関連企業等連携、協力を図り、地域防災力の向上に向け、市民・地域・行政が一体となり、防災・減災への取り組みを行っていきたいと考えております。強いまちづくりに目標を目指して進めてまいりたいと、そう思っております。

○議長（坂本康隆君） 以上で、並松八重君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時44分）

（再開 午前10時59分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○議長（坂本康隆君） 次に、10番 大谷さつき君の一般質問を許可いたします。

10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告順に従い、一問一答方式で一般質問を行います。

不登校児童及びいじめの実態と今後の対応、取り組みについてお伺いします。

現在、核家族化、単身家庭の増加、地域社会の希薄化、地方経済の衰退など、さまざまな社会・家庭環境の事情により孤立していく家庭が増加傾向にあり、こうした環境は児童・生徒の発育や精神面に大きく影響していく一つの要因だとも言われています。

また、時には、保護者の不適切な養育・教育力の低下により、児童虐待、DV、子どもの貧困、いじめなどの原因から不登校になる児童・生徒も少なくありません。不登校になる児童・生徒の問題解決には、さらなる学校と家庭の連携強化を図る取り組みの重要性とその対応の観点から、次の3点について質問します。

1点目として、本市の不登校の児童・生徒の状況と実態についてお伺いします。

文部科学省の学校基本調査では、不登校の児童・生徒は、平成28年度の長期欠席者、これは年間30日以上欠席者で、病気や経済的な理由は除きます。この長期欠席者のうち、不登校を理由とする児童・生徒は、小学校は3万1,000人、中学校は10万3,000人で、小・中学校合わせて13万人以上が不登校となっています。平成29年度はさらにふえて、小・中学校14万人以上の児童・生徒が不登校で年々増加しています。全国的にはこのような現状ですが、本市の不登校の実態はどのような状況なのか、お伺いします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（登壇） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきますと思います。

文部科学省では、不登校とは、30日以上長期欠席をしている児童・生徒のうち、病気や経済的な理由、その他の理由を除いた何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者と定義してございます。

本市小学校では、平成27年度が23名、28年度も23名、29年度は12名が不登校の状態にあり、それに対応する1,000人あたりの出現率は、それぞれ7.3人、7.5人、3.9人で、29年度は減少となっております。また、中学校では、平成27年度が46名、28年度は41名、29年度は48名となり、同様の出現率は、それぞれ27.4人、25.3人、31.9人であり、29年度はふえています。

なお、1,000人あたりの出現率とする県の平均は、小学校では、平成27年度5.3人、28年度5.3人、29年度4.8人。中学校では、同様に31.0人、29.5人、30.8人となっておりますので、本市は小学校では県より少なく、中学校では、ほぼ同程度の率であると言えます。

実態については、以上でございます。

○議長（坂本康隆君） 10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） 2点目として、関係機関との連携方法や連携状況についてお伺いします。

本市も、不登校の児童・生徒が年々ふえています。スクールソーシャルワーカー活用事業や教育相談推進事業などを取り入れ、細やかな対応を実施されていますが、関係機関との連携方法や状況はどうなっていますか。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

和歌山県教育委員会から、欠席の理由が不登校の定義に該当すると思われ、その欠席が累計5日以上になる児童・生徒に対しては、「個人状況・学校対応状況シート」や「不登

校問題対応の手引き」をもとに、早期発見・早期対応に努めるよう指導等を受けている中で、本市学校においては、教職員がチームとしてケース会議等でしっかりとアセスメントを行い、個々に応じた対応を行っているところであります。

そのような中、不登校を含めた学校生活を送ることに課題を抱えている児童・生徒への支援として、教育相談員3名と今年度より心理学的ではなく、医療機関・児童相談所・警察等々とネットワークを構築しての働きかけなどに取り組んでいただくスクールソーシャルワーカーの1名増員による2名体制をしき、それぞれ機動性やバランス等を考慮の上、学校に配置しております。また、臨床心理に専門的知識を有する者としてカウンセリング業務等を行っていただくスクールカウンセラーを12名配置、さらには、今年度からより細やかな支援・対応等ができる体制として経験豊富な教員のOBの活用を図っており、どこの市町にも劣らない手厚い体制をとっているところでございます。

これらの方々と教職員がケース会議や相談等で密接に連携をとりながら、児童・生徒への対応を行っています。

また、不登校児童・生徒への支援策として、適応指導教室を貴志川と粉河の2教室で開設していますが、当然、今申し上げた教育相談員等々との連携のもと、現在、小学生4名、中学生14名が学習活動や生活改善に取り組み、学校への復学や進学を視野に入れ、日々活動している状況でございます。

○議長（坂本康隆君） 10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） ただいま部長の答弁の中で、不登校児童・生徒への支援策として、適応指導教室、（通称）ほほえみ教室を2教室で開設していますとありました。私も一人一人に寄り添うことはとても大事だと思います。ほほえみ教室に通うことで状況が改善し、学校に復帰、または高校進学ができた児童・生徒は何人くらいいますか。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） ただいまの質問ですが、直近の状況について答弁させていただきます。

今年度におきましては、1名が学校復帰を果たしております。また、進路状況ですが、ことしの3月末の中学校卒業生についてですが、1名が就職で、そのほかの子どもたち6名が進学という道に進んでおります。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） 3点目として、訪問型家庭教育支援の導入についてお伺いします。

さきの答弁で、支援人材を活用しつつ、さまざまな取り組みを実施していることがよくわかりましたが、文科省の不登校支援の調査結果では、学校も学校以外の機関も何らかかわりを持たなかった児童・生徒が約3分の1の4万人います。相談機関からも手を差し伸

べられていない児童・生徒です。その中には、深刻な課題を抱えた家庭もあります。

そこで、相談に来るのを待つのではなく、積極的に訪問して家庭教育を支援してはどうでしょうか。文科省は、平成20年度から委託金を交付して、訪問型家庭教育支援を導入するように進めております。

訪問型家庭教育支援とは、地域の子育て経験者をはじめとする地域人材を中心として、元教員やスクールソーシャルワーカー、民生委員、児童委員などの参画を得て、保護者の身近な地域で子育てや家庭教育を支援する活動を行う「家庭教育支援チーム」をつくり、チーム員が家庭を訪問して個別の相談に対応したり、情報提供を行ったりする活動のことです。現在は、国が3分の1を補助し、残りは都道府県3分の1、市町村が3分の1ずつ負担しています。

訪問型を導入している地域は、橋本市もそうですけども、湯浅町が平成21年から取り組みをしています。湯浅町の家庭教育支援チーム「とらいあんぐる」は、文科省に高く評価されており、私も視察研修に行ってきました。

湯浅町の支援員の構成は、元保育所所長、元校長、元教員、民生委員、地域住民などさまざまです。支援が必要な家庭に対して、具体的にどのようにかわりを行っているのか、対応方法は全戸家庭訪問をすることによるつながりづくりから相談のきっかけをつくり、その後、徐々に問題対応ができるようになったそうです。また、訪問のときには、手にとって読みやすい内容の家庭教育情報誌をカラー版で支援チームが独自で作成しています。手渡すことで、自然にかかわりができているようです。

メリットとして、プライバシー面ですので、全戸訪問なのでどの家庭にも警戒されず訪問ができ、問題の未然防止、早期発見、早期対応ができ、学校全体の情報が入りやすいようです。支援員の責務として、個人情報と守秘義務の厳守は当然ですが、個人活動でなくチーム活動としているようです。

本市も児童・生徒に寄り添った対応はしていただいておりますが、教員だけでは対応し切れないのが現状ではないでしょうか。教員にとって放課後は一番多忙であり、多大な時間と労力がかかると思います。学校に訪問してくださる家庭ならいいのですが、ほとんどの不登校児を抱えている御家庭から訪問してほしいという声もあります。「外部にも知られたくない家庭状況なので、話を聞いてもらえる方が来てくださると心が安定します」という保護者の声もありました。

本市も教育委員会が中心となり、学校と連携のもとで訪問型家庭教育支援員を養成し、不登校児童・生徒家庭への支援体制を考えるべきだと思います。教育委員会として、今までに訪問型家庭教育支援について検討したことがあるのか、また導入の考えがあるのかをお伺いします。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

家庭教育は、学校教育・社会教育と並ぶ教育であり、あらゆる教育の出発点として大変重要なものであると認識しております。

近年、子育てと仕事の両立を希望する家庭がふえるとともに核家族化が進み、身近な人から子育てを学ぶ機会が減少し、地域のつながりも希薄化するなど家庭教育の環境が大きく変化しております。

また、あわせて子どもを取り巻く家庭環境も大きく変化しております。

議員の言う訪問型家庭教育支援は、課題を抱えながらもみずからが保護者向けの勉強会や相談の場などへ参加することが難しい方々に対し、家庭教育支援チームを組織し、支援することで子どもの成長に資することを目的としています。

そういった狙い・趣旨等については、十分に理解ができますが、不登校などの問題は非常にデリケートな問題でもあり、その対応には専門的なノウハウを持った多数の人材確保が必要になってくると考えています。

本市においては、現在、本制度の導入計画はありませんが、先進地事例の調査、福祉部局との連携、また市民ニーズの動向や費用対効果などを十分に検証し、紀の川市教育行政にマッチする手法等について、今後、慎重に研究してまいりたいと考えております。

そして、今までにこのことについて検討したことがあったかという御質問ですが、訪問型家庭教育支援ということで、具体的に検討したことはございません。ただ、先ほど答弁したように、子どもたちの様子やシグナルを見落とさないよう経験豊富な教員、OBの力をお借りするなどして、不登校に対する支援体制の充実強化については常に留意して取り組んでおりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂本康隆君） 10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） 教育長にお伺いします。

ただいま部長から、各質問に対する御答弁をいただきましたが、本市の第2次長期総合計画の学校教育環境の取り組みの中に、教育相談の充実とあります。また、いじめや不登校などの多様な教育問題を解決するため、学校、保護者、関係機関との連携を強化し、教育相談員、スクールカウンセラー、適応指導教室の積極的な活用を図りますと明記されています。その中でも、学校、保護者、関係機関との連携を強化し、とありますが、現在、どの程度連携が図られていますか。

不登校のことで一番辛いのは児童・生徒本人だと思います。学校に行きたくても行けない児童・生徒の心の葛藤と向き合ってください、また周囲も励まし、こうしたことにより児童・生徒本人、家族も前向きになり、登校できることにつながるのではないのでしょうか。

先ほどの湯浅町の支援員さんの中には、保護者の方がみずから支援員になったという循環型の支援員さんもありました。本市においても、学校やほほえみ教室にも通えない子どもやその家族に対し、学校、保護者、関係機関との連携をより強化するために、訪問型家庭教育支援を取り入れてはどうでしょうか。

先ほど担当部長は、研究いたしますとの答弁でしたが、もはや研究段階でなく、即実行

の段階だと痛感します。この不登校に対して、全国的に見ましても和歌山県は不登校は結構あります。ですが、一人でも不登校をなくすために、一人一人を大切にすることが大事だと思いますので、まずはこの中学校区単位としてモデル地域を決めて取り組んではどうでしょうか。教育長のお考えをお伺いします。

○議長（坂本康隆君） 教育長 貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（自席） 大谷議員の質問にお答えいたします。

私といたしましては、市内全ての小・中学校において児童・生徒の少しの心の変化も見落とさないように、教員が子どもと向き合い、いじめや不登校の兆しを早期に発見し、早期に対応しているところでもあります。さらには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門的な職員配置についても実施しているところでございます。学校と専門的なスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーも含めて、いろんなところと連携を進めております。

そういった中で、議員御提案の本制度も含め、教職員、地域教育コミュニティ、また保護者の皆様方の御意見も聞きながら、さらなる施策等の研究をしてみたいと思いますので御理解をお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） ただいま教育長から御答弁いただきましたが、やはり一人一人に寄り添うということが一番大事だと思います。学校関係、教育委員会もすごく充実した取り組みをしていると思いますが、この中学校区、小さい単位ですね、そのように考えて、一回未来の宝の子どものためにも、ぜひとも家庭教育支援をしていただきたいと切に思いますので、もう一回、答弁お願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 教育長 貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（自席） 大谷議員の今の気持ちも十分感じております。ただ、部長の答弁にもありましたように、この問題については大変デリケートな部分もございませぬ。それと、予算確保ということも私たちも考えていかなければなりません。そういったことも含めて、研究をしていきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本康隆君） よろしいですか。

〔大谷議員「はい」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、大谷さつき君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、1番 門 眞一郎君の一般質問を許可いたします。

1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、一般質問を行いたいと思います。

私は、台風21号による停電被害について、一問一答方式で質問したいと思います。

9月4日の台風21号によって、大規模の停電が発生をしまして、本市でも山間部を中心に長時間の停電が続きました。和歌山県では、9月5日の4時の時点では23万2,000軒が停電中と関西電力が発表しております。長く続いたところでは、十日以上というところも聞いています。

ちょうど秋口に入りまして、気温がそれほど高い時期でなかったところでもありますが、ことしの夏のような非常に気温の高いときであれば、健康被害が生じるおそれもありました。今回、幸いに健康被害については聞いておりませんが、高齢者のひとり暮らしの場合は、停電が続くということで電気の通っている親族の家に避難をした例も聞いております。

停電によって、テレビも固定電話も携帯電話も、またインターネットなどの情報も得られないと、また発進もできない、冷蔵庫内の食品がだめになる。また、ポンプ使用の場合、水が出ない。オール電化の場合は調理ができない、風呂に入れられないというふうなさまざまな事態が生じました。特に、地域を回りましたら、住民からは情報が全く伝わってこないという声が一番大きく上がっていました。電気が通じないということは仕方ないんだけど、いつまで待てばいいのか、またそれぞれの対応、どれくらいかかるのかということでの情報が欲しいということが多くありました。

そして、知りたい情報の一つは、停電復旧の見通し、そして道路が寸断されている場合、通行可能な場所、またはどこが通行できないのかというふうな場所の情報が必要だということがありました。

そこで、今後、台風21号のような台風、今後もこれからますます大きな台風が来ることが予想されていますので、今回のような事態を少しでも改善できるようにと思い、今回の質問をすることにしました。

一つ目の質問として、今回の停電被害の状況、紀の川市としてどれくらいの被害状況を把握しておるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（登壇） 門議員の御質問の台風21号襲来に伴う大規模停電による被害等の現状や対応につきまして、お答えさせていただきます。

近年の温暖化等の異常気象に伴い、記録的な集中豪雨や大型台風の発生・襲来により想定を上回る豪雨や暴風により、西日本をはじめ全国各地で甚大な被害が発生しております。

本年8月、9月には、数多くの台風が発生し、日本各地域に襲来しました。

紀の川市に影響があり被害が発生した台風20号、21号、24号のうち、特に大規模な被害が発生した台風21号は、近年観測されていないほどの強烈な風や雨を伴い接近・襲来し、暴風雨に伴い家屋等の屋根や農業用施設など広範囲にわたり被害が発生してございます。

また、この台風の記録的な暴風雨に伴い、倒木による道路通行どめを含む交通障害や、電柱倒壊に伴い、市内全域で大規模停電、市内全域の一番最大の停電数といたしまして1

万7, 614軒の停電が発生してございます。また、電話等の通信手段や日常生活に必要な家電や食料の保管など市内のライフライン等にも支障が生じ、住民の皆様方の生活が困惑するとともに、大変不便な状況が長期間発生いたしました。

そのような状況の中、被害の状況把握や早期復興に向けて関西電力との連携・連絡はもちろんのこと、市の関係部や関連企業と電力復旧作業や現状調査に取り組んでまいりましたが、被害が広範囲であり、大規模な停電であったため、正確な状況把握は困難な現状でございました。

この台風襲来時、特に長期間の停電発生時には、議員各位や市民の皆様方には多大な御不便と御不安の中、復旧・復興に向けて御理解、御協力賜りましたことを改めてお礼申し上げます、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 今回、停電のもとになった関西電力、それぞれ市民各自からも個々に問い合わせをしたりとかいうことで、問い合わせが殺到したと思いますが、紀の川市として関西電力との連絡体制はどのようになっていたのか。また、今後どのように対応していく、そういう体制がつけられているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（自席） 今回の台風に伴う市内全域への大規模停電への対応として、関西電力へ被害全容の把握や復旧見通し等などの情報の提供に努めましたが、関西電力では関連会社や地元建設者と連携し、倒木等の撤去作業に取り組まれ、早期復旧に全力で対応する状況の中、被害範囲が広域であるとともに、関西電力への対応能力を超える電話が長期間にわたりかかり続けるなど、市よりの連絡が困難な状況でありましたが、関西電力からは可能な限り現状対応等の連絡を受けていました。

しかしながら、厳しい災害対応のもと復旧のめどがつかないような状況報告などであり、正確な情報が得られず住民の皆様方への情報提供と周知が困難な現状でありました。

今後の改善対策といたしまして、今回の現状と経験を踏まえ、関西電力では被害対象地域の自治体と課題と対策について協議を行い、停電情報や被害抑制に向けた取り組み強化に努めると連絡等がございました。

危機管理部といたしましても、大規模停電の早期復旧や長期停電時の支援及び通信手段等を含む住民の皆様方への情報連絡等について、よりの確で盤石な対応ができるように検討を重ね、体制強化に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 今、関西電力と協議をして、できるだけ情報提供をしていけるような体制をとっていきたいという答弁でしたが、今回、市民への情報提供ということについて、長い停電期間中にほとんど情報が伝わらないということ、防災無線とか、また広報車を走らせるとか、そういったことができなかつたのかということ、声も

聞いておるわけなんですけれども、市民へのそういう情報提供の必要性、市のほうはどれくらい感じていて、また今後どういう体制で行っていくのかということをお聞きしたい。

○議長（坂本康隆君） 危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（自席） ただいま御質問いただきました、先ほど答弁させていただきました内容と一部重複する点もございますが、お許し願いたいと思います。

大規模停電発生時から、関西電力と連絡連携に努め情報の収集に努めましたが、関西電力では電柱の倒壊の確認や現状の把握、また被害が広範囲であり、関連企業と総力を挙げての復旧作業を実施されていましたが、危険箇所や工事困難な地域もあり復旧のめどが立たない状況であったとの報告でした。

また、関西電力では、被害地域へはできる限り自社の広報車で状況の周知を実施することも聞いていました。

しかしながら、市からの電話での連絡は、「できる限り早急に復旧できるように全力で対応します」との報告となり、電力の復旧作業の見通しが定かでなかったため、市民の皆様方へ停電状況や復旧見通しなどの正確な情報発信ができなかった状況でございますが、市民の皆様方はこの間、不安と不便の中で生活されておりますことから、一刻でも早く正確な情報提供が本当に必要と考えますので、可能な限りの方策等を関連企業等と検討して実施してまいりたいと考えてございます。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 今回の長い期間の停電ということで、生活に非常に不便を感じていたという中で、集会所などに小型の発電機などを提供していただけたら、準備していただけたら、それを活用して、家というか、全面的にライフイン復活というわけにいかなかったても、温かい食べるものが提供できるとか、またみんなが集まってそこで過ごすということで不安を解消できるとかということで、そういう市民からの声がありました。ということで、小型発電機を配置してはどうかということで提案というか、質問したいと思います。

○議長（坂本康隆君） 危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（自席） 今回のように、市内全域に及ぶ大規模停電について、市として新たな災害対応として長期間にわたる停電への対策が必要であると考えてございます。

しかしながら、停電発生時に地域各家庭を含む広範囲にわたる電力の復旧対応は非常に困難であることから、今回の現状を踏まえまして、まず市民の皆様方が安全に避難できますように避難所等への発電機設置を検討してまいりたいと考えます。

また、地域で防災・減災に取り組んでいただいております自主防災組織や消防団の資機材として発電機の設置・整備の推進に努めまして、さらなる地域防災力の向上と活生化が図れますように、市としても支援してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） ただいま答弁をお聞きしまして、今後、同じ不安を市民に感じさせることのないように少しでも前向いて進んでいけたらと思ひまして、質問終わります。ありがとうございました。

○議長（坂本康隆君） 以上で、門 眞一郎君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時37分）

（再開 午後 0時59分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○議長（坂本康隆君） 次に、19番 石井 仁君の一般質問を許可いたします。

○19番（石井 仁君）（質問席） 議長の許可を得まして、一般質問を行います。

今回も国民健康保険事業について質問をしたいと思います。

今年度から国保事業は県単位化が行われ、和歌山県と市町村の共同保険者体制となっています。国保の構造的問題とされる高齢・低所得・高い医療費水準という問題は、都道府県単位化されても依然として解消されず、保険料水準は会社員などの被用者保険と比べて高いままとなっています。

こうした中で、本市も保険者として保険料負担をどう設定していくのかということや加入者の健康や命を守るための責任と役割を引き続き果たしていくことが求められているところでは。

そこで、今回は来年度の税率設定をどう考えているのかということと、国保加入者の医療の受給権の保障についての大きくは2点でお聞きをします。

まず、来年度の国民健康保険税の税率設定についてお聞きします。

国は、国保の県単位化を進めるに当たり、保険料の上昇を抑えるため、一定の公費投入等を行っています。紀の川市は、今年度市になって初めて税率の引き下げを行いました。現在、資産割と所得割、世帯平等割と被保険者均等割の4方式で国保税を計算していますが、紀の川市では資産割については平成32年度に廃止するという方針、すなわち4方式から3方式で課税するという方針のもと、資産割を中心に今年度は引き下げが行われました。

固定資産税に基づく課税は二重課税との批判があり、その解消を図るということでは意味のあることだと思いますし、歓迎をいたします。ただ、資産割は国保税収入のうち、およそ10%を占めています。この資産割が、ことしから来年、再来年でゼロ%になるということで、その分をどう補っていくのか、その補い方によっては負担増となる世帯も出て

くるのではないかと。紀の川市として、できるだけ負担増とならない税率設定を目指すべきだと思ひ、また税負担を引き下げることにつながる3方式化とすべきだと思ひています。

そこで、来年度の税率の見通しをお聞きします。

資産割の廃止は方針どおり進めるのかということと、県下の医療給付費の状況と県への来年度の納付金額の見通しをあわせてお聞きをします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） ただいまの石井議員の御質問に御答弁申し上げます。

平成31年度の国民健康保険税率の設定につきましては、県単位化の2年度目、また本市方針である資産割廃止に向けた2段階目となり、資産割率が前年度40%の半分の20%と予定してございます。そして、減収となるため、所得割を含めた応能割の比率が約48%に下がり、資産割が廃止される32年度では約46%と見込んでございます。

しかしながら、被保険者間の負担の公平を図る必要があることから、応益割と応能割の比率につきましては、バランスのとれた賦課割合とするためには、基本とする50対50の保持・維持は困難となり、均等割と平等割を合わせた応能割の比率を高く設定するという事も考えられます。

納付金の見込みにつきましては、現在、県が国保事業費納付金、また標準保険税率を算定中ではありますが、県下全体の被保険者数が減少している中でも、医療費の自然増や1人当たり保険給付費の増加などから、国保事業費納付金につきましても増加することが予測されてございます。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） まず、来年度の税率の見通しをお聞きしました。

まず、資産割の廃止の方針にかかわっては、廃止に向けて来年度、平成31年度は今年度の半分にすると、翌32年度にはゼロにするという方針どおりの廃止に向かうように準備をしているということでした。資産割の縮小を補うために所得割とか資産割という負担能力に応じた応能部分ではなくて、受益に応じた応益部分、世帯割とか均等割とか、その割合を高くすることで対応することも考えているという答弁だったと思ひます。

来年度の税額にかかわるこの納付金については、まだ県が幾らの納付金を求めてくるかというのが算定段階だということですが、全体としては1人当たりの保険給付費が伸びているということもあって、納付金自体は多く求められるだろうという見通しが示されたと思ひます。

県への納付金がかつしよりもふえるということは、国保税全体では税率を上げていく必要があるということになると思ひますので、そうすると加入者にとってはこれは大きな問題だと思ひます。

資産割の縮小にかかわっては、所得のない方でも負担しなければならないと。家族がふ

えれば人数に比例して負担が大きくなる均等割と、それから世帯の平等割の割合を高くするというこも、これもこの部分は法定軽減の対象で一定交付金ですか、入ってくる部分もあると思うんですけども、ここの割合に頼っていくということも負担増になる部分ですので、ここはこれも何とかできないかなというふうに思うところです。

県の状況を今お聞きをしまして、納付金は大きくなっていくだろうという見通しでした。となると、紀の川市としてのやりくりで来年度の国保税が負担増とならないような対応ができないのかということになってきます。

今度は、紀の川市の国保事業と国保会計の状況をお聞きをしたいと思います。給付の状況どうなっているのかということとか、30年度の単年度収支の見込みとか、基金造成の状況をお答えください。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） ただいま御質問についての御答弁でございますが、給付費の状況につきましては、紀の川市では30年度中の実績と今後の見込みで、29年度実績よりは約5%程度減少しているという状況でございます。

これにつきましては、被保険者数の減少によるものではございますが、1人当たり医療費が増加しているため、全体の被保険数の減少に比例した減少というものではないと考えているところでございます。

なお、単年度収支の見込みにつきましては、現状では予算計上額どおりの収支が見込まれてございます。

次に、平成30年度の国民健康保険事業運営基金の状況でございますが、29年度の繰越金4億4,842万円を基金積立金として予算計上してございます。しかしながら、年度後半での突発的な医療費や保険給付費の増高、また納付金や交付金の前年度分精算による還付納付に備えて、30年度の収支を見きわめた上での基金積み立てとする必要があると考えているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 県からの納付金上がるだろうということの中で、じゃ、紀の川市として今の現状どうなっているのかということをお聞きしました。

そうしましたら、給付費は減っているけれども、それは加入者1人当たりの医療費としてはまだ伸びているということでした。その上で、4億4,842万円の基金が今のところ予算計上されていると、今後どう調整されるかというのはまだ未知数なところもあるということで答弁いただいたんですけども、保険税の収入が全体で16億円ほど、この間もですし、ことしもそれぐらいだと思います。

それに対して、現時点で基金が4億4,000万円あるということですので。となると、基金の活用によって、予定している資産割の縮小、これも進めながら全体としては加入者の負担増とならないような税率設定というのは可能ではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） ただいまの御質問ですが、平成30年度は、県から示されました国保事業費納付金、また標準保険税率につきましては、国からの交付金による県単位化のための激変緩和対策の効果により比較的低い水準で設定されていたと考えられ、本市といたしましては、県下統一方針としてございます4方式から3方式への移行にいち早く着手し、資産割を下げた上で応益割を構成する均等割、平等割につきましても引き下げる税率設定が可能でございましたが、31年度においても現在の水準をそのまま維持した税率設定ができるのかということにつきましては、県が算定し、今後、示される納付金を見て慎重に判断してまいりたいと考えてございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 引き下げ可能、引き下げというか上げずに行けると、場合によったら引き下げられるのかなというふうに思うんですけども、答弁としては、県の示す納付金がまだ幾らになるのかというのがわからない中で、それを見て判断をするということでした。

今の時点での答弁としては、正確な答弁なのかなというふうに思いますが、負担増となる世帯をつくらぬような設定というのは、この基金をどう活用するかということで可能ではないかなというふうに思います。

先ほど部長から、加入者同士の負担の公平を図ることや、バランスのとれた賦課割合にするという、来年度の税率設定についての基本的な考え方を示されたわけですが、その上で、それはそれでその方針で行くということだ思うんですが、今年度も市になって初めて引き下げたような、加入者負担を抑えるという積極的な判断したわけで、また来年度どうなるかというのはまだ未知数のところもあるということですが、そういう積極的な判断していただきたいなというふうに思います。

続けて、二つ目のテーマですね。

保険者としての役割である医療の受給権の保障について質問をしたいと思います。

本市では、保険税の滞納者に対して、1年間有効の保険証を渡さずに3カ月で有効期限が切れる短期保険証を交付しています。しかも、短期保険証の一部は郵便で送付せず窓口とめ置きが行われています。このことは、保険証一枚で誰でもどこでも医療が受けられるという国民皆保険制度の根幹であるこの国保事業で、実は保険証が手元がない方が紀の川市でも存在するということです。

私は、保険証がもらえていない人がいるということは、極めて大きな問題だと思っています。全国的には、保険証が手元がないことや窓口負担（3割負担）が払えないことで受診がおくれて亡くなる事例が報告をされています。日本経済新聞の記事では、ことし4月19日付で、無保険などで受診おくれ、死亡63人、17年（民医連調べ）と報道されています。

少し紹介しますと、国民健康保険料を支払えず無保険状態だったなどの理由で、医療機関での受診がおくれ死亡した人が、2017年に63人に上ったことが全日本民主医療機関連合会（民医連）の調査でわかった。死亡者の多くが貧困に加え、独居状態にあるなど社会的に孤立していた。同会は、全体で見れば氷山の一角で、行政による支援強化が必要だと訴えているということで、記事続くんですけれども。

本市でも、今のままでは保険証が届いていない方があって、同様のケースが起こり得ると考えています。加入者の医療へのアクセス、接続、受給権をきちんと保障する、確保する保険者でなければならないと、私は考えます。

短期証も、窓口とめ置きについては、国の短期被保険者証の交付に際しての留意点という通知でも、一定期間これを窓口で留保することはやむを得ないが、留保が長期間に及ぶことは望ましくないことと示されているので、保険証が手元にない状況が続くというのは、速やかに解消すべきだと考えています。

そこで、まずお聞きしたいのは、紀の川市の国保の資格管理の状況について、特に短期証の発行状況、それから滞納者への対応をどう行っているのか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 資格管理の状況といたしまして、3カ月間有効な短期被保険者証、略して「短期証」と申してございますが、その発行状況につきましては、確定してございます平成29年9月更新分では、窓口対応が227世帯、郵送対応が280世帯で、合計507世帯でございます。その窓口対応のうち、未受け取りが114世帯で、毎年度100世帯程度があるということでございます。なお、単に国保加入者であることを証する「資格者証」の発行につきましては4世帯ございました。

また、今年度、平成30年9月更新分では、窓口対応が200世帯、郵送対応が260世帯、合計460世帯で、「資格者証」につきましては1世帯となっております。

滞納者への対応につきましては、国民健康保険法や事務取扱要綱の定めに従い、被保険者間の負担の公平性を図るため、特別な事情がないにもかかわらず国保税を滞納している世帯に対して、年間通して有効な「一般被保険者証」（一般証）にかえて、短期証を交付してございます。

ただし、ここで申します短期証の発行世帯とは、いわゆる高校生世代を超える被保険者を対象とするものであり、その運用につきましては、子どもの医療を確保するという観点から、短期証交付世帯に属する18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある被保険者に対しましては、納税義務者たる世帯主の滞納の有無にかかわらず年間通して有効な一般証を交付しているものでございます。

ただし、現年度分の滞納があるからといって、すぐに短期証交付に変わることはなく、1年間で滞納を解消すれば、次年度についても引続き「一般証」を交付しておりまして、次の「被保険者証」更新時期まで猶予を持たせた運用としてございます。

ただし、それでも完納されず、「前年度以前に3期分以上の未納があり、今後も現年度分の納期内納付及び滞納分への継続納付がない場合」には、次年度の「一般証」の更新時に「短期証」に変わる旨の通知文書を同封し、次年の更新前に納付相談を実施した上で「短期証」に変えるという手順をとってございます。

なお、その年度内で全ての国保税滞納分の完納が見込まれない場合であったとしても、継続した納付が履行されている場合には、「短期証」は郵送させていただいてございます。

また、「短期証」窓口交付の納税相談において、「小額での納付も難しいが、すぐに医療機関を受診したい」という場合には、年間に数件ではございますが、「資格状況証明書」を発行し、短期証に比べさらに短期の使用期限となつてございますが、医療機関での受診ができるよう対応もしているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 昨年9月更新分で確定した数字として答弁をいただきました。郵送せずに窓口に取りに来てもらうと、とめ置いておくのが227件あって、3カ月たった12月末になつても114件の方が取りに来ていないということでした。紀の川市の国保加入世帯は、約1万世帯ですので、そのうち、およそ1%の世帯が保険証がもらえていないということになると思います。

今回質問するに当たって、県下の紀の川市も含めて9市ありますが、それぞれの担当課に問い合わせをしまして、それぞれどんな短期証の発行のやり方をされているのかをお聞きをしました。そうしましたら、紀の川市と同じように窓口で書留で郵便で送りもするし、窓口にもとめておくという自治体が9市のうち紀の川市も含めて5自治体でした。全て窓口でとめておきますというところもありまして、これまたそうされてんやなと思って聞かせてもらったんですが、二つありまして、残り二つは、もう期証は郵便で全て送っていますと、ただ本人が申し出て市役所で受けたよという方については、市役所で渡していますとか、居者不明で返ってきた分については、窓口には置いてありますと。基本、一斉に郵便で送っているところも2自治体あるということで、それぞれ短期証の発行のやり方、運用の仕方というのは自治体によっていろいろなんですね。

資格証明書についても聞きました。これは、紀の川市は、僕、13年間すばらしかったというふうに思いますけれども、新しい資格証明書は発行していないんですね、紀の川市はね。これ紀の川市だけです。ほかのところは滞納が続いて納付相談にも見えられない方については、資格証の発行もされていまして。だから、それぞれでやり方は違うなというふうに思って聞かせていただいたんですけれども、基本、短期証も送っていますよと、全ての方に、いうところもあるということを知ることができました。

紀の川市が短期証を窓口交付とするということで、ことしの9月の更新時点では200世帯が窓口にとめ置かれているという状況ですけれども、とめ置く理由とその基準ですね、どこにあるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 短期証を郵送でなく来庁いただいた上で「窓口交付」としてございますのは、むしろ滞納者と直接面談する機会を確保することにより、国保納付の促進を図り、滞納を解消し、「短期証」から「一般証」へ戻っていただくことを目的として、必要なタイミングとして実施しているものでございます。

しかしながら、納付相談、また納付指導に一向に応じていただけない場合や、納付相談、また納付指導において同意いただいておりますが、取り決めた納付の約束を履行されない場合には、改めて面談が伴う窓口交付もやむを得ない措置であると考えているとございます。

ただし、既に社会保険等へ加入しているにもかかわらず、国保資格の喪失届が出されていない場合や居所が既に市外に移っている場合もございまして、納付相談に応じられていない滞納者の状況把握には、さらに努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） とめ置きの理由をお聞きをしました。面談の機会をつくと、できれば1年間有効の保険証になっていただくための取り組みということで説明をいただきまして、どういう基準でやっているかということをお聞きをしましたが、納税相談来てくれなかったり、これくらいなら納められるという形で納付書を現場でつくってもらうこともあるかと思うんですが、それが滞ってしまうというような方については、また窓口交付ということでとめ置くということでした。

一番最初に、国保の構造的問題ということ、これ国も指摘していることですがけれども、高齢であるということや低所得の方が多いと、法定軽減半数近い世帯が法定軽減の対象になっていますよね。高い医療費水準、加入者の年齢もあって高い医療費水準だということこの国保加入者の特徴がここにあると思うんですがけれども、高齢で、低所得で、やっぱり医療を必要としているという人たちに保険証が渡せていないと、保険証がもらえていないというのは、今の説明を聞いても僕はそれが正しいやり方かと言われれば、そうではない、賛成できないというふうに思います。

そうなりますと、短期証の発行、窓口交付とするその基準というのは、今、示されたわけですがけれども、滞納されている世帯の状況というのはきちんとつかめているのかということが、今現在どうなっているのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 滞納世帯の状況把握でございますが、その状況につきましては、交渉記録などの情報を収納対策課と共有してございまして、直近の納付状況を確認の上、短期証発行の際には、毎回、職員が一件一件その可否につきまして慎重に判断しているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 一件一件慎重に判断しているということですがけれども、滞納されている方は、収納対策課が滞納処分を進めるわけですよね。それは進めなが

らも、ここは保険証は届けるべきだというふうに思います。

先日もあったんですけれども、できる範囲で収納対策課で納付書もつくってもらって納めているんです。何期かずつ、これに充てるということで納めている方なんですけれども、納めていても滞納処分ということで預金の差し押さえもされています。その方は、保険証は届いているというふうに言われていましたけれども、場合によっては差し押さえもしながら、しかも保険証も届けていないということがあられるわけですね。こういうやり方というのは、余りにも無慈悲なやり方かなというふうに思います。

そこで、重ねて聞くんですけれども、短期証の発行、それから窓口にとめ置くという判断において、そこにはその過程の医療の必要性であったりとか、家計の状況であったりとか、きちんとつかんで短期証になっているのか、あるいは窓口にとめ置きにしているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

これは、何でここ重ねて聞くかというのと、医療を受ける必要があるにもかかわらず、窓口負担がまず心配、滞納で保険証がない、これで受診抑制は起こってはならないと僕は考えるからです。

紀の川市にお住まいの方、国保に入られている方の家庭の状況は、当然さまざまです。元気な方もあれば、仕事ばりばりされている方もあると思います。市役所から送られてくる通知、案内、これ読めばすぐにわかる方もあると思いますが、そんな方ばかりじゃないんですね。家計の状況もそれぞれ、さまざまです。生活保護基準に近いところで、ぎりぎりだけでも生活つないでいるという方もいらっしゃいます。

あわせて、国の通知でどう言うてんかっていえば、先ほど短期証発行に際しての留意点という同じ文書ですけれども、短期被保険者証がその有効期間内に被保険者の手元に届かない場合には、電話連絡や家庭訪問等を実施し、実際に居住しているかどうかの確認を行うとともに、必要に応じ住民基本台帳担当部署との連携を図るなど、被保険者の資格管理を適切に行うための措置を講ずることということで、先ほど、一件一件慎重に可否判断しているということで答弁いただいたんですけれども、それぞれの家庭の状況も家庭訪問もしてつかんだ上で判断しなさいと国は言っているわけで、そこまできちんとされていますかということですね。

それと、今回医療の受給権ということで質問をしましたがけれども、納付相談があったときに医療費の負担軽減につながるいろいろな制度の周知がどう進められているのかということもお聞きをしたいと思います。

例えばですけれども、無料低額診療という制度があります。3割負担、要らないんですね。無料とか、もしくは低い額で医療を受けられるという制度で、これは医療機関が手を挙げて実施されるんですけれども、和歌山県下では済生会病院と生協病院が実施をしています。

短期証発行窓口へとめ置かれて、保険証を要するというので納付相談に見えられる方というのは、今まさに医療を必要としている方ですね。でも、税の滞納もあるし、もしか

すると生活が困窮しているかもしれない。そういう方に幾らかの滞納分を払ってもらって、保険証を渡すということだけでなく、こうした窓口負担が軽減できる制度であったり、ここまで負担要らないよと思えるような幾つか制度あると思うんですけども、そういう制度の周知、案内をするということも大事な保険者としての役割じゃないかなというふうに思います。

重ねてお聞きしますが、丁寧な世帯の調査というのはどうなっていますかということと、納付相談の際も、単に税を納めてもらうだけじゃなくて、医療を受けやすくするアドバイスはどんなふうになっていますかということをお聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 国民健康保険は、国民皆保険制度として医療を必要とする人に必要な医療を受けていただくことを原則としてございます。

もちろん、国保税に滞納がある被保険者につきましても同様であり、先ほども御説明申し上げましたとおり、滞納があつて、「短期証」の窓口交付であっても、「滞納で保険証がない」ということはなく、必ず通知して納付相談を実施し、完納でなくとも「短期証」を交付してございますので、その「短期証」を提示することにより受診され、必要な医療は受けられていると考えているところでございます。

ただし、毎回更新時に納付相談に来ていただかず、「短期証」を受け取られていない滞納者の方につきましては、一定の世帯数確かにございますので、「なぜ、納付相談に応じられないのか」という個々の事情につきましては、定期的に調査して、将来的には「短期証」交付世帯の解消につなげていければと考えているところでございます。

なお、「窓口負担の心配」で医療が受けられないという場合には、短期証交付世帯であるということが直接の理由とも限らず、医療費自体が高額な場合や受診の頻度が高いことなどで自己負担が多額になり、その結果、家計を圧迫する事態に陥るためかとも考えられます。そのような場合には、高額医療費制度による自己負担の軽減もございますので、制度の周知も図ってまいりたいと考えてございます。

また、国保が無料で行う保健事業の特定健診・特定保健指導を積極的に受けいただき、日ごろの健康管理に努めてもらえるよう、受診勧奨につきましても行ってまいりたいと考えてございます。

加えて、入院療養の給付に係る一部負担金を減免する制度もあり、災害や失業などで生活が著しく困窮し、世帯の所有する資産等を使ったとしても、一部負担金の支払いが困難な場合に適用されますので、該当するケースにおきましては、丁寧に御説明もしてまいりたく存じます。

また、議員御指摘の一部の医療機関で行われています低所得者の方等に医療機関が無料、または低額な料金で診療を行う「無料低額診療事業」につきましても、改めて職員に制度を周知の上、必要と考えられる被保険者の方に対しましてはお知らせできるようにしてまいりたいと考えてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔石井議員「終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、石井 仁君の一般質問を終わります。

これもちまして、本日予定されておりました一般質問は全て終了をいたしました。

次会は、明日12月5日水曜日、午前9時30分から再開いたします。

本日は、これにて散会をいたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午後 1時40分）